

焼津市文化振興計画庁内検討会設置要綱

(設置)

第1条 焼津市文化振興計画（以下「文化振興計画」という。）の策定にあたり、焼津市文化振興計画庁内検討会（以下「庁内検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 庁内検討会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 文化振興計画の原案策定に関すること。
- (2) その他文化振興計画の原案策定に必要な事項。

(組織)

第3条 庁内検討会は、別表に掲げる職にある者（以下「委員」という。）をもって組織し、委員長に交流推進部長を充てる。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、任命の日から文化振興計画が策定されたときまでとする。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じて委員長が招集し、主宰する。

(その他)

第6条 会議の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(庶務)

第7条 庁内検討会の庶務は、交流推進部文化・交流課において処理する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。

(失効)

- 2 この要綱は、文化振興計画が策定された日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

交流推進部長
政策企画課長
観光交流課長
学校教育課長
社会教育課長
文化財課長
焼津市振興公社常務理事